

環境省 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
112	地方に対する規制緩和	環境・衛生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第2条第1項の「放射性物質」の範囲の明確化	放射性物質の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲を特定することによって、同項の「廃棄物」の範囲を明確化すること。	放射性物質のうち一定の量や濃度を超えるものについては、放射線障害防止法等の関係法令によってその取扱いが規制されているが、関係法令で規制されない低レベルの放射性物質等については、その取扱いが明確でない。廃掃法において、廃棄物とは「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とされており、環境省の見解によれば、低レベルの放射性物質であっても除かれるとされている。一方、原子力規制庁に確認したところ、関係法令で規制されない低レベル放射性物質の取扱いについては管轄外とのことであった。したがって、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質を廃棄しようとしても、関係法令では規制されず、かといって廃棄物として処理することもできないことから、市民からの処理方法に関する問合せに適切な助言ができず、苦情が寄せられている。また、ごみとして排出された場合、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない。	関係法令で規制される放射性汚染物であっても、原子力規制委員会の確認を受けることで、廃掃法上の放射性汚染物でないものとして取り扱うことができる規定が存在することから、関係法令で規制されないレベルの放射性物質は、そのまま廃棄物として処理しても環境衛生上の支障はないと考えられる。廃掃法第2条第1項の「放射性物質」を「関係法令によって規制される放射性物質」と特定することで、市はそれに該当しない低レベル放射性物質を廃棄物として処理できるようになるとともに、市民に適切な処理方法を周知することとでき、結果として、市民の利便性が向上するとともに、問合せに対する適切な助言や保管に伴う行政コストの解消に資する。	廃掃法第2条第1項 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第3項	環境省	松山市	別添資料あり ①提案の詳細 ②関係法令	〇本市においても、提案団体同様、ラドン温泉器がごみとして排出され、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない状況にある。(3件事例有り) 〇平成25年1月、市内において、放射性投棄物が発見され、処分先・処分方法等について県とおして国へ問い合わせたところ、投棄物が自然由来の物であり対象外または放射線量が低く法規制の対象外との見解であった。 〇当該現場の地権者からは早期撤去を求められているが適正な処分先もなく、他所への移動も出来ないまま現地で仮保管をしている。 〇東日本大震災の放射能問題による住民感情もあり、市有施設等への移設も出来ない状況である。 〇早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分出来るようにするとともに、処分にかかる費用についても補助制度の確立をお願いしたい。 〇当自治体においても同様の事例があり、放射性物質を含む不要物について、廃棄物処理法上の廃棄物として処理できずに保管している状況にある。 保管が長期になれば、自治体の負担も大きくなることから、当該不要物を廃棄物処理法の枠内で処理することができるよう規制の緩和を求めるとともに、問合せに対する適切な助言や保管に伴う行政コストの解消に資する。	〇放射性物質及びこれによって汚染された物については、その性質の特殊性から、廃掃法の規制対象から除外され、放射線障害防止法等の関係法令においてその取扱いが規制されているところ。 〇「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。))において、附則第6条において、「政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要な措置を講ずるものとする。」とされているところ。 〇当該附則第6条に関しては、法の施行状況について点検を行った「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」の「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」において、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、附則第6条に基づく検討についても行うべき、とされているところ。 〇当該取りまとめを踏まえ、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、放射性物質により汚染された廃棄物等に関する規制の在り方について、関係省庁とともに検討を図ってまいりたい。	本提案後も、ラドン温泉器の処分に関する市民からの問い合わせがあったが、本市では適切な処理方法を助言できず苦情に発展した。さらには、当該ラドン温泉器が排出され、市はそれを処理できないまま保管するに至っている。 この要因は、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質の適切な処理方法を国が示していないことにあるといわざるを得ず、近年の放射性物質に対する市民感情を考えると、今後、このような事例や市民からの処理方法に関する問い合わせが増加することが予想される。 そもそも本提案における低レベル放射性物質の処理の問題については、東日本大震災や原発事故に伴って生じたものではないのであるから、震災を機に放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行うにしても、できる限り早期に結論を示すべきであり、また結論が出るまでの間においても一定の対処方法を示していただかなければ、市民の安心、安全は確保できない。 したがって、関係省庁におかれては、どのようなスケジュールで対処していくのかを明示していただくとともに、それまでの間に市がとるべき対応をお示しいただきたい。		
134	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への報告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	―	北海道、長崎県	〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。) 〇同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考えられる。 〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。)	〇貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについては、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 〇半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 〇半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 〇貴県からは、「(主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。)」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 〇なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	

環境省 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【北区】</p> <p>○廃掃法の規制対象から除外されるものであって、かつ放射線障害防止法等の関係法令においても規制の対象とならない放射性物質を含む不要物の取り扱いについて、原子力規制委員会のガイドライン(平成21年6月26日「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」)では、廃掃法上の産業廃棄物として処分する旨の記述もあることから、関係省庁間と見解を調整したうえで、早急に結論を示していただきたい。</p> <p>【鳥取県】</p> <p>○当県を含め、提案自治体の問題事例は、特措法の対象とする福島原発事故由来の特定廃棄物に係るものではなく、今後も恒常的に発生し得るものであり、かつ現行の法制度から外れてしまい、その処理に困難を極めていることを考えると、一次回答にあるような特措法の点検のタイミングを待つのではなく、早急に検討されるべきものである。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>○放射性物質及びこれによって汚染された物については、廃棄物処理法上はその性質の特殊性から、規制対象から除外され、放射線障害防止法等の関係法令においてその取扱いが規制されているところ。</p> <p>○一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故起因の汚染廃棄物については、現在、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、その処理が行われているところ。</p> <p>○このため、廃棄物処理法における放射性物質の適用除外規定の取扱いについては、他法令との関係や当該汚染廃棄物等の処理責任の整合性等の観点から精査し、検討する必要がある。</p> <p>○したがって、本提案については、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際にその点検結果も勘案しつつ慎重に検討すべきものと考えられ、ただらに対応することが困難であることをご理解いただきたい。</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)</p> <p>(イ)同法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定(2条)の取扱いについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平23法110)附則6案に基づいて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、当該検討に基づく結論が出るまでの間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に平成29年夏までに周知する。</p>	<p>周知 (一部措置済)</p>	<p>平成29年6月</p>	<p>指摘された支障事例であるラドン温泉器を含む放射性物質が含まれる一般消費財の廃棄時の取扱いについて、平成29年6月26日開催の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、廃棄物処理法の対象とはならないものの通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差し支えないとする当面の間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に周知した。</p>	<p>廃棄物処理法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定(2条)の取扱いについて検討。</p>
<p>【北海道】</p> <p>○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>	—		<p>○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を发出している。</p> <p>○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実認識や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいれる所存。</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(6)半島振興法(昭60法63)</p> <p>半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)</p>	<p>通知等</p>	<p>次回の半島振興計画策定時</p>	<p>事務負担軽減のため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行う。</p>	<p>次回の半島振興計画策定時に 具体的措置内容について検討。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
												北海道				支障事例
302	日 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣への協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への報告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	各府省からの第1次回答	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等は都道府県関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【北海道】</p> <p>○現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>			<p>○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。</p> <p>○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいらる所存。</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(6)半島振興法(昭60法63)</p> <p>半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)</p>	通知等	次回の半島振興計画策定時	事務負担軽減のため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行う。	次回の半島振興計画策定時に具体的措置内容について検討。	